

○穴水町議会議員政治倫理条例

平成16年3月16日

条例第3号

改正 平成18年3月22日条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、穴水町議会議員(以下「議員」という。)が、町政に対する町民の厳粛な信託に応えるため、公平不偏の立場を基本姿勢に政治倫理に徹した議員活動に取り組むことを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、町民全体の代表者として責任の重さを自覚するとともに、信頼される行動をし、地方自治の本旨に従い、その使命達成に努めなければならない。

2 政治倫理に反する事実があるとの疑惑を指摘された場合は、議員自らの潔い態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 町の名誉を傷つけるような行為をしないこと。

(2) 町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

(3) 地方自治法第92条の2の趣旨を遵守し、議員、その配偶者若しくは3親等以内の血族、又は2親等以内の姻族が経営する企業及び議員がその業務について実質的な支配力を及ぼしている企業は、町との請負契約、下請工事、物品の納入及び業務の委託に係る契約をしないこと。ただし、特別の事由がある場合にはこの限りでない。

2 前項に規定する「実質的な支配力を及ぼしている企業」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

(1) 議員がその経営方針に関与している企業

(2) 議員が資本金その他これに準ずるものの5分の1以上を出資している企業

(3) 議員が定期的に報酬(顧問料等その名目を問わない。)を受領している企業

(議員及び町民の審査請求)

第4条 議員及び町民は、第3条の規定に違反していると認められる議員があるときは、議員2名以上の連署又は町民の有権者50名以上の連署をもって、その代表者が、当該議員についての倫理基準違反の疑いがあることを証する書面を添えて、議長に対し審査の請求をすることができる。

(政治倫理審査会)

第5条 議長は、前条に規定する審査請求を受けたときは、これを審査するための議会に穴水町議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を請求を受けた日から30日以内に設置し、審査会は請求を受けた日から起算して90日以内にその審査結果を議長に文章で回答しなければならない。

- 2 審査会の委員は6人とし、議員の中から議長が議会に諮り選任する。
- 3 審査会の委員は、審査会が審査請求に対する審査結果を議長に報告したときをもって解任されるものとする。
- 4 審査会の委員は、公平かつ適切に職務を遂行するとともに職務上知り得た秘密を漏らしはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 5 審査会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。
- 6 議長が審査対象議員となった場合は、副議長が議長の代行としてその職にあたる。

(政治倫理基準違反の審査)

第6条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、審査請求の適否及び政治倫理基準違反の存否について審査する。

- 2 審査会は、審査を行うため、規定に違反していると認められる議員、その他の関係者に対し資料の請求、又は事情聴取等、必要な調査を行うことができる。

(議員の協力義務)

第7条 審査請求の対象となった議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な書類を提出し、又は審査会の会議に出席して意見を述べなければならない。

(審査結果報告)

第8条 審査会は、審査を終えたときは、議長に審査結果報告書を提出するものとする。

2 議長は、前項の審査結果報告書が提出されたときは、その審査結果を第4条の代表者及び審査請求の対象者となった議員に、その概要を添えて通知するとともに公表しなければならない。

(審査結果の措置)

第9条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、政治倫理基準に違反していると認められる議員に対して、議会の名誉と品位を守り、町民の信頼を回復するため、議会に諮り次に掲げる措置をとることができる。

- (1) 政治倫理基準を遵守させるための警告
- (2) 当該議員に対する辞職の勧告
- (3) その他議長が必要と認める措置

(その他)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、議長又は審査会が別に定める。

附 則

この条例は、現在の議会議員の任期が終了し、改選された期日をもって施行する。

附 則(平成18年3月22日条例第17号)

この条例は、平成19年4月現在の議会議員の任期が終了し、改選された期日をもって施行する。